

# 中津川市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

## インフルエンザ等対策行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に対する平時の準備や発生時の対策を示す計画。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性等）を踏まえ、様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示すもの。
- 特措法に基づき、平成26年5月に「中津川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。新型コロナウイルス感染症対応の経験等を踏まえ、政府行動計画が改定されたことを受け、約10年ぶりに市行動計画を改定。

## 行動計画の目的

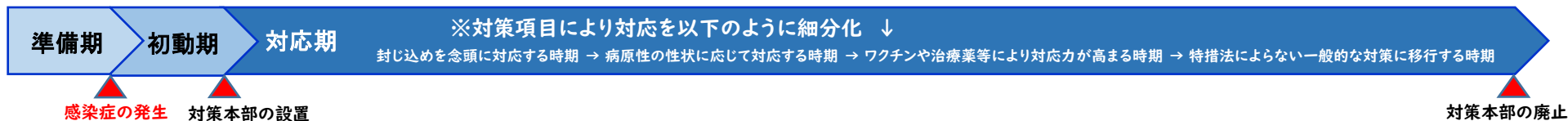
- 新型インフルエンザ等の発生時、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限となるようにすること

## 対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症等の流行も想定した計画とする。
- 新型インフルエンザ等の発生前から流行収束までの状況に応じた計画とし、「状況の変化※」に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策の切り替えを行う。 ※検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及、社会経済状況の変化など
- 感染症の拡大やまん延防止のためには国、県、市の対策に加え、事業者や市民一人ひとりが日頃から手洗いやマスク着用などの感染対策の実施や、マスク等の備蓄を行うことが必要である。

## 感染のフェーズに応じた対策

感染症の特徴、感染症危機の長期化、感染状況の変化に応じて幅広く対応が可能となるよう、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえた対策を実施。



## 実効性の確保

新型インフルエンザ等への備えをより万全にするため、政府行動計画及び県行動計画の改定に合わせ市行動計画を改定（おおむね6年ごと）。

## 各対策項目における主な取組み

		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	<p><b>1 行動計画等の作成や体制整備・強化</b> 行動計画の作成・変更 必要な人員確保。事業継続計画の作成・変更</p> <p><b>2 実践的な訓練の実施</b> 発生に備えた実践的な訓練の実施</p> <p><b>3 国及び地方公共団体等の連携の強化</b> 国、県との平時からの情報共有・連携体制確認 市内の関係機関との連携体制の構築</p>	<p><b>1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</b> 国、県の対策本部設置に応じ、市対策本部設置の検討 人員体制強化のため全庁的な対応を実施</p> <p><b>2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</b> 対策に要する経費確保のため、国からの財政支援の有効活用を検討 必要に応じ地方債の発行など所要の準備を実施</p>	<p><b>1 基本となる実施体制の在り方</b> ①リスク評価に応じた柔軟な対応の実施 ②職員の派遣・応援への対応 ③必要な財政上の措置</p> <p><b>2 緊急事態措置の検討等</b> 緊急事態宣言発令時に速やかに市対策本部を設置し、必要な措置を実施</p> <p><b>3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行</b> 緊急事態解除宣言の発出時は遅延なく対策本部を廃止</p> <p><b>4 県による総合調整・指示</b></p>
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p><b>1 市民等への情報提供・共有</b> →</p> <p>①感染危機に対する理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有 集団感染や重症化リスクの高い高齢者施設、学校等への分かりやすい情報提供・共有の実施</p> <p>②感染者やその家族、職場、医療従事者等に対する偏見・差別等の防止・啓発</p> <p>③コールセンター等相談窓口の設置準備等、双方向のコミュニケーション実現に向けた体制整備</p> <p><b>2 県との感染状況等の情報提供・共有</b> →</p> <p>県からの要請による患者等への健康観察等実施の想定</p> <p>県・市双方で情報連携について合意</p>	<p><b>1 市民等への情報提供・共有</b> →</p> <p>①利用可能なあらゆる媒体を用い、市民に必要な情報提供・共有の実施</p> <p>②偏見・差別の防止に向けた啓発及び、偏見・差別への相談窓口の周知</p> <p>③コールセンター等相談窓口の設置等、双方向のコミュニケーションの実施</p> <p><b>2 県との感染状況等の情報提供・共有</b> →</p> <p>県からの要請による患者等への健康観察や生活支援の実施</p> <p>県と協力し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来など、医療機関の受診方法などの情報提供を実施</p>	<p><b>1 市民等への情報提供・共有</b></p> <p>①利用可能なあらゆる媒体を用い、市民に必要な情報提供・共有の実施 特措法によらない基本的な感染対策に移行する段階に応じ、対策の見直しなど丁寧な情報提供の実施</p> <p>②偏見・差別の防止に向けた啓発及び、偏見・差別への相談窓口の周知</p> <p>③コールセンター等相談窓口の設置等、双方向のコミュニケーションの実施</p> <p><b>2 県との感染状況等の情報提供・共有</b></p> <p>県と協力し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧などを含め医療機関の受診方法などを市民等に周知</p>

		準備期	初動期	対応期
3	まん延防止	<b>1 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</b> 平時から基本的な感染対策の実施及び体調不良時の予防行動に関する普及啓発	<b>1 国内でのまん延防止対策の準備</b> 国からの要請を受けまん延防止のため事業継続計画に基づく対応  基本的な感染対策の実施及び、体調不良時の予防行動に関する普及啓発  市が緊急事態措置の実施地区に指定された際は、外出自粛や公共施設の使用制限等に協力	
		<b>2 避難所におけるまん延防止</b> → 感染症危機下での自然災害発生を想定した避難場所、資機材の確保体制や対応の確認	<b>2 避難所におけるまん延防止</b> 県から必要な範囲で患者情報の提供を受けるほか、発生地域の状況を把握しまん延防止の対策を実施	
4	ワクチン	<b>1 ワクチンの接種に必要な資材の準備</b> → 平時から必要となる資材及び確保方法を確保	<b>1 ワクチンの接種に必要な資材の確保</b> → 準備期の計画を基に、接種に必要な資材を確保	<b>1 ワクチンや必要な資材の確保</b> 接種を行う医療機関へのワクチンの円滑な流通体制の確保  <b>2 接種体制の構築</b> ①初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施  ②特定接種：国の定める運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等への特定接種の実施  ③住民接種：準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種体制を確保 医療機関以外の接種会場設置の検討 施設等入所者への接種の実施 接種記録システムへの登録、記録の管理
		<b>2 ワクチンの供給体制</b> 管内の配送業者の把握。医療機関との連携のもとワクチンの分配量を想定	<b>2 接種体制の構築</b> → ①接種会場や医療従事者等の確保、接種体制の構築  ②特定接種：医師会等の協力のもと医療従事者を確保  ③住民接種：接種予定数の把握。接種勧奨や予約方法の検討 接種に必要な業務の洗い出しと全庁的な実施体制確保	
		<b>3 接種体制の構築</b> → ①接種に必要な人員、会場、資材等の接種体制構築のための訓練の実施  ②特定接種：医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者や市職員への特定接種を円滑に行うための接種体制の構築  ③住民接種：施設接種等も含めた住民接種の接種体制構築の準備 医療従事者、高齢者施設等従事者、高齢者など対象者数の推計 実施場所や予約方法等の具体的な実施方法の検討、準備	<b>3 情報提供・共有</b> 国からの情報をもとに、ワクチン種類、有効性、安全性及び接種日程や接種方法など分かりやすい情報提供・相談窓口の設置	
		<b>4 情報提供・共有及び連携</b> → ワクチンの有効性、安全性、対象者、接種方法など分かりやすい情報提供	<b>4 健康被害救済</b> 制度の周知・申請者への相談対応・適切な申請事務の実施	
		<b>5 DXの推進</b> 予防接種のデジタル化に向けた環境整備		

		準備期	初動期	対応期
5	保健			<b>1 健康観察及び生活支援</b> 県の実施する健康観察（患者及び濃厚接触者の日常生活に必要なサービス提供、物品の支給）への協力 <b>2 感染症対応業務の実施</b> 県、医療機関、消防機関等と連携し感染症対応業務の実施
6	物資	<b>1 感染症対策物資等の備蓄等</b> 感染症対策物資等の備蓄及び定期的な備蓄状況等の確認 救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄の推進		
7	市民の生活及び地域経済の安定の確保	<b>1 情報共有体制の整備</b> 有事の対策に必要な情報を共有する庁内・関係機関との情報共有体制の構築 <b>2 支援の実施に係る仕組みの整備</b> 有事における支援手続きや支援金の給付等の適切な仕組みの整備 <b>3 物資及び資材の備蓄</b> 感染症対策業務にあたり必要な食糧品や生活必需品の備蓄 有事に備え、市民等に対し衛生用品、生活必需品等の備蓄を勧奨 <b>4 生活支援を要する者への支援等の準備</b> 高齢者、障害者等の要配慮者等の把握及び活支援等の具体的手続きの検討 <b>5 火葬体制の構築</b> 域内における火葬の適切な実施の調整	<b>1 遺体の火葬・安置</b> 国の要請をうけ、火葬能力を超えた場合に備え一時的な安置施設等の確保ができるよう準備	<b>1 心身への影響に関する施策</b> 心身への影響に関する施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応)を実施 <b>2 生活支援を要する者への支援</b> 国からの要請を受け高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援等を実施 <b>3 教育及び学びの継続に関する支援</b> 長期間の学校の臨時休業時、教育及び学びの継続に関する取り組みの実施 <b>4 生活関連物資等の価格の安定の確保</b> 市民に対し生活関連物資の購入にあたっての適切な行動を呼びかけ事業者に対し、生活関連物資等の安定供給、買占め・売惜しみの防止を呼びかけ <b>5 埋葬・火葬の特例等</b> 国からの要請を受け、火葬炉の適切な稼働、安置施設等の確保 <b>6 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</b> ①まん延防止措置の影響を受けた事業者に対し必要な支援を実施 ②まん延時でも上下水道施設の適正な稼働及び、一般廃棄物の収集・運搬処理が適正にできるための運営体制の確立